ホ　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
［へ～ワ　略］
カ　沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
ヨ　株式会社日本政策投資銀行
タ　独立行政法人奄美群島振興開発基金
レ　独立行政法人国際協力機構
ソ　独立行政法人住宅金融支援機構
ツ　独立行政法人中小企業基盤整備機構
ネ　独立行政法人農林漁業信用基金
ナ　独立行政法人福祉医療機構
ラ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
（金融監督課の所掌事務）
第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　次に掲げる者の監督に関すること。
［イ～ハ　略］
ニ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
［ホ～ワ　略］

ホ　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
［へ～ワ　同上］
カ　株式会社日本政策投資銀行
ヨ　沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行
タ　独立行政法人住宅金融支援機構
レ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
ソ　独立行政法人国際協力機構
ツ　独立行政法人奄美群島振興開発基金
ネ　独立行政法人農林漁業信用基金
ナ　独立行政法人中小企業基盤整備機構
ラ　独立行政法人福祉医療機構
（金融監督課の所掌事務）
第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　次に掲げる者の監督に関すること。
［イ～ハ　同上］
ニ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び水産業協同組合法第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
［ホ～ワ　同上］

カ　信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
［ヨ～ム　略］
［二・三　略］
附　則
（検査課の所掌事務の特例）
第六条　［項を削る］

カ　信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
［ヨ～ム　同上］
［二・三　同上］
附　則
（検査課の所掌事務の特例）
第六条　［①］検査課は、第二十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
一　信託業法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第二条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号。以下「旧特定債権法」という。）第二条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の検査に関すること。
二　信託業法附則第六条の規定により旧特定債権法第二条第七項に規定する小口債権販売業を営む者の検査に関すること。
2　検査課は、第二十三条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査の実施に関する事務を分掌する。
（金融監督課の所掌事務の特例）
第七条　［①］金融監督課は、第二十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務を分掌する。
一　信託業法附則第五条の規定により旧特定債権法第二条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の監督に関すること。
二　信託業法附則第六条の規定により旧特定債権法第二条第七項に規定する小口債権販売業を営む者の監督に関すること。

［①］検査課は、第二十三条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査の実施に関する事務を分掌する。
（金融監督課の所掌事務の特例）
第七条　［項を削る］